

豊中市木造住宅等除却費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、火災発生時に延焼拡大が懸念される密集市街地の居住環境の改善及び防災性の向上に資するため、木造住宅等の所有者(以下「建物所有者」という。)が行う除却工事などに対して、その費用の一部を補助金として交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地震時等に著しく危険な密集市街地 密集市街地のうち、重点的に改善が必要な密集市街地をいう。
- (2) 特に延焼危険性が高い区域 未解消である地震時等に著しく危険な密集市街地のうち、火災が発生した場合に燃え広がる危険性のある範囲が 10,000 平方メートル以上の区域をいう。
- (3) 木造住宅等 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたことが公的な文書により確認ができる木造建築物をいう。
- (4) 補助対象事業 次に掲げる要件の全てに該当して実施する木造住宅等の除却工事をいう。
 - ア 建物所有者が複数である場合は、その全員が同意していること。
 - イ 建物所有者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者全員の同意を得ていること。
 - ウ 長屋住宅の場合は、除却工事を実施する木造住宅等以外の建物所有者全員の同意を得ていること。
 - エ 木造住宅等に賃借人又は使用借人がいる場合は、補助金の交付の申込日までに退去が完了していること。ただし、第5条第1項第2号に規定する動産移転料の補助を申込む場合は除く。
 - オ 除却工事を実施する木造住宅等の固定資産課税台帳に記載された木造部分のうち、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された部分(以下「補助対象部分」という。)については、基礎を含め全て除却すること。
 - カ 補助対象部分について、市が実施する他の補助制度により、除却に係る補助金等の交付を受けていないこと、又は公共事業による移転等の補償対象でないこと。
- (5) 木造共同住宅 木造住宅等のうち、次のア又はイに該当する建築物をいう。
 - ア 主たる建物の種類が共同住宅等であるアパート、文化住宅及び長屋住宅(附属建物を有する場合は、その種類が居宅又は共同住宅であること。)
 - イ 主たる建物の種類が居宅等である戸建住宅及び長屋住宅のうち、附属建物を有し、その種類が居宅又は共同住宅であるもの
- (6) 木造住宅 木造住宅等のうち、主たる建物の種類が居宅等である戸建住宅及び長屋住宅で、附属建物を有しない建築物をいう。
- (7) その他木造建築物 前 2 号以外の木造住宅等をいう。

(対象区域)

第 3 条 この要綱による補助金の交付に係る対象区域は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助の対象者)

第 4 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、対象区域内において補助対象事業を行う建物所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、市長が相当と認めるものに対し、補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第 5 条 市長は、補助対象事業に要する費用のうち、次に掲げる費用の一部を、毎年度予算の範囲内において補助金として交付するものとする。

(1) 建物除却費(基礎撤去並びに廃棄物の運搬及び処分を含む。)及び諸経費

(2) 除却工事に係る木造住宅等(別表第1に定める特に延焼危険性が高い区域に存するものに限る。)に1年以上入居し、賃借している者(以下「入居者」という。)の動産移転料

2 前項に規定する補助金は、建物の種類によって建物の種別を区分し、別表第2によって算定した額を限度とする。ただし、算定に当たっては、公的な文書の記載事項が現況と明らかに相違する場合は、市長が認めた建物の種別又は延べ床面積によるものとする。

(交付の申込み)

第 6 条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者(建物所有者が複数である場合は、次条第1項に規定する代表者。以下「申込者」という。)は、市長が別に定める日までに、建物ごとに、補助金等交付申込書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申込者は、前項の補助金等交付申込書の提出に先立って、除却工事(契約締結等も含む。)に着手するまでに、事前協議書に関係書類を添えて市長に提出し、市長と協議しなければならない。

(代表者の選任及び責務)

第 7 条 建物所有者が複数である場合は、当該建物所有者の中から代表者(以下「代表者」という。)1人を選出し、代表者以外の当該建物所有者は、この要綱に定める手続(第12条に規定する地位の承継に係る手続を除く。)を代表者に委任しなければならない。

2 前項の代表者を選任する場合においては、当該建物所有者全員が、連名で代表者選任届に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

3 代表者は、市長に対してこの要綱に定める手続に関し、当該建物所有者の代表としての責任を負うとともに、その内容を当該建物所有者全員へ周知しなければならない。

4 市長は、第2項の代表者選任届の提出があったときは、当該代表者を相手方としてこの要綱に定める手続を行い、当該代表者が行った手続は、当該建物所有者全員が行った手続とみなす。

5 前各項の手続は、代表者の変更又は第12条による地位の承継が行われた場合においても同様とする。

(代行者の選任及び責務)

第 8 条 申込者は、この要綱に定める手続のうち、書類の提出、届出及び受領並びに協議及び報告について、代行者を選任し、当該者に委任することができる。

2 前項の代行者を選任する場合においては、申込者は、代行者選任届を市長に提出しなければならない。

3 代行者は、委任された手続に関し、当該申込者の代行としての責任を負うとともに、その内容を当該申込者へ周知しなければならない。

4 市長は、第 2 項の代行者選任届の提出があったときは、当該申込者が委任した手続に関し、当該代行者を相手方としてこの要綱に定める手続を行い、当該代行者が行った手続は、当該申込者が行った手続とみなす。

5 前各項の手続は、第 12 条による地位の承継が行われた場合においても同様とする。

(交付の決定)

第 9 条 市長は、第 6 条第 1 項の補助金等交付申込書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申込みの内容がこの要綱に適合するものであるか審査した上で、補助金の交付又は不交付を決定するとともに、その旨を補助金等交付決定通知書又は補助金等不交付決定通知書により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申込みの取下げ)

第 10 条 前条第 1 項の規定による補助金等の交付決定の通知を受けた申込者(以下「交付対象者」という。)は、やむをえない理由により補助金の交付の申込みを取り下げるときは、当該通知を受けた日から 30 日以内に、補助金等交付申込取下書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(決定の取消し又は変更)

第 11 条 市長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 前 2 号のほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 前項のほか、市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前 2 項の規定による取消し又は変更を決定したときは、補助金交付決定取消通知書又は補助金交付決定変更通知書により当該交付対象者に通知するものとする。

(地位の承継)

第 12 条 交付対象者は、木造住宅等の譲渡(所有権の持分の譲渡を含む。)その他の事由が生じたときは、その地位を承継しなければならない。

2 交付対象者は、前項の承継をしようとするときは、地位承継承認申込書に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の地位承継承認申込書の提出があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定するとともに、その旨を地位承継承認(不承認)通知書により、当該交付対象者に通知するものとする。

(着手届)

第 13 条 交付対象者は、補助対象事業に着手したときは、直ちに着手届に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の内容の変更)

第 14 条 交付対象者は、当該補助対象事業の内容を変更しようとするときは、補助対象事業変更承認申込書に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更と認められるものについてはこの限りではない。

2 市長は、前項の補助対象事業変更承認申込書の提出があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定するとともに、その旨を補助対象事業変更承認(不承認)通知書により当該交付対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更の承認を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助対象事業の中止)

第 15 条 交付対象者は、補助対象事業を中止しようとするときは、補助対象事業中止届を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の完了)

第 16 条 交付対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、かつ、市長が別に定める日までに、補助事業等実績報告書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助事業等実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び現地調査等を行い、当該報告に係る補助対象事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合して適正に実施されたかを審査する。

3 市長は、前項による審査の結果、補助対象事業が適正に実施されていないと認めるときは、必要な措置をとるよう当該交付対象者に指示することができる。

4 市長は、補助対象事業が適正に実施されたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金等交付確定通知書により当該交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 17 条 交付対象者は、市長が別に定める日までに、補助金交付請求書により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 前項の場合において、請求する補助金の受領を申込者が代理受領者に委任するときは、市長に提出する補助金交付請求書に豊中市木造住宅等除却費補助金の代理受領に係る委任状を添付しなければならない。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該交付対象者に対し、補助金返還命令書により、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 前項の場合において、市が損害を被ったときは、市長は当該交付対象者に損害賠償を請求することができる。

(帳簿等の整備)

第 19 条 交付対象者は、補助金の収支に関する帳簿及び収支を証する書類を整備し、当該補助対象事業が完了した日の属する年度の末日から 5 年間保存しなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 20 条 交付対象者は、関係する法令等を遵守するとともに、当該補助対象事業の敷地内で公共事業が実施又は予定されている場合は、その所管部署と十分協議しなければならない。

(書類の様式)

第 21 条 この要綱に定める書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めがない補助金に関する事項については、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号)に定めるところによる。

(施行細目)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 9 条の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業については、この要綱は、同日以後も、なお効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

2 この要綱による改正後の別表第2の規定は、平成26年1月1日以後に第6条第2項の規定により協議が行われた補助対象事業について適用する。

3 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業については、この要綱は、同日以後も、なお効力を有する。

附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業については、この要綱は、同日以後も、なお効力を有する。

附則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業については、この要綱は、同日以後も、なお効力を有する。

附則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業については、この要綱は、同日以後も、なお効力を有する。

附則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業については、この要綱は、同日以後も、なお効力を有する。

附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業については、この要綱は、同日以後も、なお効力を有する。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業については、この要綱は、同日以後も、なお効力を有する。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業については、この要綱は、同日以後も、なお効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 9 条の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業については、この要綱は、同日以後も、なお効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 9 条の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業については、この要綱は、同日以後も、なお効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 9 条の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業については、この要綱は、同日以後も、なお効力を有する。

別表第 1

庄内地区	大島町1～3丁目、神州町、三和町1～4丁目、島江町1～2丁目、 庄内幸町1～5丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内宝町1～3丁目、 庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、庄本町1～4丁目、 千成町1～3丁目、大黒町1～3丁目、野田町、日出町1～2丁目、 二葉町1～3丁目、三国1～2丁目、名神口2丁目の一部、名神口3丁目
豊南町地区	豊南町西1～5丁目、豊南町東1～4丁目、豊南町南1～6丁目
上記の内、 特に延焼危険 性が高い区域	大島町1～2丁目の一部、島江町2丁目の一部、庄内幸町4～5丁目の一部、 庄内西町4～5丁目の一部、豊南町西4～5丁目の一部、豊南町南1～3丁目 の一部

別表第 2

補助金は、下表(ア)欄の建物の種別毎に、次の(1)から(3)により算定した額(千円未満切捨)のうち、最も低い額を限度とする。ただし、別表第 1 に定める特に延焼危険性が高い区域内に存する木造住宅等のうち、入居者がいる場合は、(4)の入居者の動産移転料を加算した額とすることができる。

(1) 補助対象部分の除却に要する費用(消費税抜き) × 補助率(下表ウ欄)

(2) 補助対象部分の延べ床面積(平方メートル) × 1平方メートル当たりの算定基準単価(下表イ欄) × 補助率(下表ウ欄)

(3) 補助限度額(下表エ欄)

(4) 入居者の動産移転料 250,000 円/戸、(限度額 1,250,000 円/棟)

(ア) 建物の種別	(イ) 1平方メートル当たり の算定基準単価	(ウ) 補助率	(エ) 補助限度額
木造共同住宅	19,000 円/㎡	3 分の 1 (3 分の 3)	1,950,000 円 (5,850,000 円)
木造住宅			550,000 円 (1,700,000 円)
その他木造建築物			1,050,000 円 (3,200,000 円)

※上表ウ欄、エ欄の()は、別表第1の特に延焼危険性が高い区域内の場合とする。

注:金額は全て消費税抜きとする。